

エコマーク ニュース

Eco Mark News No. 9

1998年8月3日発行 第9号

編集・発行/財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル
TEL.03(3508)2651 FAX.03(3508)2570
Japan Environment Association The Eco Mark Office
Office-Tranomom1 Building, Tranomom1-5-8,
Minato-ku, Tokyo, Japan
TEL.03(3508)2651 FAX.03(3508)2570

「エコマークニュース」は、「エコマーク事業実施要領」の改正を受けて1995年6月14日よりエコマーク事務局が発行するものです。この「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、新規選定のエコマーク商品類型、認定基準案など、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

目次 / CONTENTS	(ページ)
新商品類型の認定基準の制定について	1
基準改定時の契約業務に関する規定について	2
別添1 エコマーク商品類型「紙製の事務用品」 解説	3
別添2 エコマーク商品類型「包装用の用紙」 解説	15
別添3 エコマーク商品類型「紙製の包装用材」 解説	25

本冊子はエコマーク認定の印刷用紙を使用しています。

新商品類型の認定基準の制定について

エコマークニュース第7号(1998年2月25日発行)において、エコマーク新商品類型見直し試案「紙製の事務用品」(案)、「包装用の用紙」(案)、「紙製の包装用材」(案)として公表された新商品類型の認定基準は公表後に寄せられた意見を踏まえて修正がなされ、1998年7月、(財)日本環境協会エコマーク事務局のエコマーク推進委員会(座長:森嶋昭夫)において審議されました。その結果、基準案は承認され、エコマーク事務局は8月3日付けで基準として制定しました。

なお、同日付けで、「再生パルプ使用一般事務用品」、「再生パルプ使用包装用紙」、「再生パルプを使用した包装用材」は廃止となりました。

紙製の事務用品
別添1の通り

包装用の用紙
別添 2 の通り
紙製の包装用材
別添 3 の通り

基準改定時の契約業務に関する規定について

エコマーク認定商品のエコマーク使用契約締結者の方々に対して、エコマーク使用契約更新時に認定基準が見直されることとなった場合の混乱を回避するため、「基準改定時の契約業務に関する規定」を新たに制定しました。該当するエコマーク認定商品を有する方は、エコマークニュース第 6 号（1997 年 11 月 28 日発行）をご参照下さい。

追 補

エコマークニュース第 8 号（1998 年 7 月 1 日発行）において、エコマーク商品類型 No. 109「再生材料を使用したタイル・ブロック」、No. 110「生分解性潤滑油」、No. 111「木材等を使用したボード」が制定されたことに伴い、エコマーク商品類型 No. 42「廃材を使用したタイル・ブロック」、No. 25「生分解性 2 サイクル機関用エンジンオイル」、No. 46「生分解性の油圧作動油」、No. 47「生分解性の潤滑油」、No. 35「廃木材等を使用したボード」は、7 月 1 日付で廃止となりました。